

特集

新型コロナウイルス感染症施策！ 小規模事業者向け国・県支援を紹介

新型コロナウイルス（COVID-19）による企業への影響を緩和し、企業を支援するための緊急経済施策が経済産業省や三重県により取りまとめられています。今回は、小規模事業者が活用できる施策をご案内します（3月26日現在）。三重県内23商工会は、新型コロナウイルスに関する経営相談窓口を開設しています。施策を活用した支援や情報提供等に対応しておりますので、お気軽にお問合せください。

資金繰り関係

実質無利子融資になる

金利▲0.9%引き下げ可能

別枠に信用保証

特別貸付

【金利】

当初3年▲0.9%引下げ

【対象要件】

売上高▲5%以上減少

【問合せ先】 日本政策金融公庫

事業資金相談ダイヤル：0120-154-505

+ 特別利子補給制度

【対象要件】

個人事業主：要件なし

小規模（法人）：売上高▲15%減

中小企業：売上高▲20%減

【問合せ先】 中小企業金融相談窓口

TEL：03-3501-1544

コロナ対策マル経融資

【金利】

当初3年▲0.9%引下げ

経営改善利率 1.21%⇒0.31%（R2.3.2現在）

【対象要件】

最近1か月の売上高が前年または前々年の同期と比較して▲5%以上減少し、商工会の経営指導を受けている小規模事業者

【ポイント】

既存の一般マル経の貸付限度額とは別に1000万円の適用が可能。据置期間も運転3年以内、設備4年以内に延長。

【問合せ先】 最寄りの商工会

セーフティネット保証4号

【内容】

幅広い業種で影響が生じている地域について、一般枠とは別枠で借入債務の100%を保証。

【対象要件】

売上高が前年同月比▲20%以上減少等

セーフティネット保証5号

【内容】

特に重大な影響が生じている業種について、一般枠とは別枠で借入債務の80%を保証。

【対象要件】

売上高が前年同月比▲5%以上減少等

【問合せ先】 三重県信用保証協会

TEL：本店（津）059-229-6014/229-6070

四日市支店（四日市）059-353-9161

雇用関係

休業手当・賃金等を一部助成

保護者の休暇取得へ助成金

最新情報を得るには

雇用調整助成金

【助成内容】

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、従業員に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、従業員の雇用維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するもの。

【特別対象事業者】

休業等の初日が令和2年1月24日～7月23日までの場合適用

【助成率】

中小企業 2/3

【支給限度日数】

1年間で100日

【問合せ先】 三重県労働局 助成金センター

TEL：059-213-9870

及び最寄りのハローワーク

小学校休業等対応助成金

【助成内容】

新型コロナウイルス感染症で小学校等の休業に伴う世話が必要となった従業員に対して、有給の休暇（年休除く）を取得させた事業者に対する助成金。

【対象事業者】

上記理由で従業員に休暇を取得させた事業主

【支給額】

休暇中に支払った賃金相当額×10/10
※支給額は8,330円日額上限

【適用日】

令和2年2月27日～3月31日の間に取得した休暇

【問合せ先】 学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター

TEL：0120-60-3999

経済産業省

新型コロナウイルス感染症関連



三重県

新型コロナウイルス感染症について



「令和元年度補正（令和2年度実施）小規模事業者持続化補助金」の 公募が開始されました！

小規模事業者持続化補助金とは、小規模事業者が直面する制度変更（働き方改革や被用者保険の適用拡大等）等に対応するため、経営計画を作成し、それらに基づいて行う販路開拓の取組み等の経費の一部（補助率2/3、50万円上限）を補助するものです。

今回から変わる！3つの変更点を要チェック！



① 公募期間は？

今回から**通年公募、複数の締め切り**となります。

- 1次締め切：受付終了
- 2次締め切：令和2年6月5日（金）
- 3次締め切：令和2年10月2日（金）
- 4次締め切：令和3年2月5日（金）

※5次締め切以降は未定。

※申請締め切日前、10ヶ月以内に同一事業の採択決定及び交付決定を受けた**事業者は対象外**です。

② 応募・申請方法は？

応募、その後の申請手続きにおいては、従来の郵送方式のほか、政府が開発した統一的な補助金申請システム（名称：Jグランツ）による電子申請の利用が可能となります【現在準備中】

公募要領や様式は、三重県商工会連合会のHPをチェック！



③ 本公募期間における重点的な支援は？

- (1) **新型コロナウイルス感染症による経営上の影響**を受けながらも販路開拓等に取り組む事業者
- (2) **賃上げの計画**を有し、従業員に表明している事業者
- (3) 事業承継の円滑化に資する取組を重点支援する観点から、代表者が満60歳以上の事業者であって、かつ、**後継者候補が中心**となって補助事業を実施する事業者
- (4) **生産性の向上（経営力強化）**の取組を行っている事業者
- (5) 地域未来牽引企業または、地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画の承認を受けた事業者
- (6) 過疎地域という極めて厳しい経営環境の中で販路開拓に取り組む事業者

【法務】リーガルサポート

三重県商工会連合会では、会員事業所の抱える経営上の法律課題を解決することを目的に、弁護士による無料相談会を実施しています。開催時間は10:00～17:00（原則1事業所1時間）。利用相談やご予約は、最寄り商工会へお問い合わせください。

【金融】金利情報

商工会では、商工会の経営指導を6か月以上受けた小規模事業者に対し「無担保・無保証人」で、日本政策金融公庫が融資を行う小規模事業者経営改善資金（マル経）融資制度にて金融支援を行っています。令和2年3月2日現在の年利は1.21%です。

開催場所	開催日
三重県商工会連合会（津市）	4/7（火） 4/23（木） 5/21（木）
北部経営支援センター（いなべ市）	4/15（水） 5/13（水）
多気町商工会館	4/30（木）
玉城町商工会館	5/27（水）

がんばる企業を応援します。

三重県信用保証協会

県内の商工会と連携し、事業を営むみなさまを全力でサポートします!!

小規模事業
資金

保証限度額 **2,500万円**
固定金利 **1.60% または 1.70%**

一般保証料より
信用保証料率が
優遇

低利な固定金利
で資産調達が
可能

本店 059-229-6021（代表） 四日市支店 059-353-9161（代表） <http://www.cgc-mie.or.jp/>